函館病院医局中央放射線部会計年度任用職員業務要綱

（目的）

第１条　この要綱は，函館病院医局中央放射線部における業務に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について，必要な事項を定めることを目的とする。

（身分）

第２条　会計年度任用職員は，地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員とする。

（業務）

第３条　会計年度任用職員の業務は，次のとおりとする。

(1) 別紙「函館病院医局中央放射線部業務一覧」に定める業務

(2) その他所属長が必要と認める業務

（任用期間）

第４条　会計年度任用職員の任用期間は，任用の日から任用の日の属する年度の末日までとする。

（勤務時間等）

第５条　会計年度任用職員の勤務時間等は，次のとおりとする。

(1) 次の表に定める勤務時間により勤務するものとする。ただし，所属長が特に必要と認める場合は，週休日または休日に勤務を命ずることができる。この場合において，勤務日に振り替えし，または代休日を与えることができる。

勤務日	勤務時間
月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時15分

(2) 休憩時間は，正午から午後１時までとする。ただし，業務を遂行するうえで，所属長が必要と認めた場合は，勤務時間の中の別の時間帯において，１時間の休憩時間を設けることができる。

(3) 週休日は，土曜日および日曜日とする。

(4) 休日は次のとおりとする。ただし，所属長は，会計年度任用職員の勤務条件の特殊性その他の事由により必要があるときは，管理者

の承認を得て，休日について別に定めることができる。

ア　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

イ　１月２日，１月３日および１２月２９日から１２月３１日までの日

（補則）

第６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附　則

この要綱は，令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和７年１１月１日から施行する。

別紙

函館病院医局中央放射線部業務一覧

函館病院医局中央放射線部おいて下記の業務に従事する会計年度任用職員は，本一覧の業務を処理するものとする。

【診療放射線技師業務】

（１） 一般撮影（胸部，腹部，脊椎および四肢等）業務に関すること

（２） Ｘ線ＴＶ業務に関すること

【医療労務業務】

（１） 補助業務に関すること

ア 着替えの補助

イ 移動および撮影介助

（２） 白衣等の洗濯物の管理に関すること

（３） メッセンジャー業務に関すること

ア 各診療科へのＣＤおよびフィルムの移送

イ 郵便物，伝票および書類の移送

（４） 放射線部の消耗品の管理に関すること

ア フィルム管理

イ ペーパータオル，ティッシュなどの備品管理

ウ 事務用消耗品払い出し

（５） 放射線部の備品の管理に関すること

ア シーツ・枕カバーの交換

イ 検査着の交換

ウ ベッドシーツの交換

エ 吸引瓶の消毒

（６）　画像の作成・取り込みに関すること

ア　紹介患者，学会用などの持ち出しデータのＣＤ−Ｒの作成

イ　他施設からのＸ線フィルム画像を取り込み作業

ウ　他施設からの画像をＰＡＣＳへ取り込む作業

（７）　放射線部の清掃に関すること